

(午後四時閉會)

樞密院

密議

院務

裁判所構成法戰時特例中改正法律案帝國議會
へ提出、件外二件審査委員會

昭和二十年六月八日(金曜日)樞密院事務
所ニ於テ開會

出席者

平沼議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

奈良 顧問官

林 顧問官

三土 顧問官

泉二 顧問官

本庄 顧問官

開席者

審査委員

竹越 顧問官

國務大臣

鈴木 内閣總理大臣

説明員

村瀨 法制局長官

佐藤基 法制局参事官

佐藤^魁 法制局参事官

入江 法制局参事官

秋永 綜合計畫局長官

灘尾 内務次官

入江 内務省地方局長

大野内務省地方局監理課長

小林内務省地方局内務事務官

黒川司法次官

齋藤司法省民事局長

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十時十分開會)

清水審査委員長開會ヲ宣シ裁判所構成法戦時
特例中改正法律案帝國議會へ提出ノ件ヲ議題
ニ供ス

松阪司法大臣ヨリ本件ノ内容ニ付説明アリ

林委員ヨリ訴訟手續ノ進行遲延ニ對スル當局
ノ所見ヲ問ヒ松阪司法大臣ヨリ漸次改善セラ
レツツアルモ將來尚之ニ努力スベキ旨辯明ア
リ

三土委員ヨリ裁判事務ノ遲滞及判檢事が書記

相
密
院

ノ事務ヲ取扱フニ因リ生ズベキ不都合ニ對シ
夫々當局ノ注意ヲ求ム之ニ對シ松阪司法大臣
ヨリ結局人ノ問題ニ歸スルガ故ニ此ノ點ニ關
シ將來一層ノ注意ヲ拂フベキ旨答辯アリ
泉ニ委員ヨリ本案第八條第一項ニ所謂裁判長
ノ指定スル判事ニ關シ區裁判所ニ於ケル單獨
判事ノ場合如何ヲ訊シ齋藤司法省民事局長ヨ
リ自ラヲ指定スルコトニ解釋セラルベキ旨説
明アリ

次ニ委員長ハ衆議院議員選舉法第十條ノ特例

ニ關スル法律案帝國議會へ提出ノ件ヲ議題ニ
供シ安倍内務大臣ヨリ其ノ内容ニ付説明アリ
泰良林兩委員ヨリ勅令ヲ以テ指定スル官吏ヲ
問ヒ安倍内務大臣ヨリ未確定ナルモ主トシテ
政策施策ノ樹立策案ヲ職務トスル官吏例情報
局總裁同次長同勅任情報官綜合計畫局長官同
部長同參事官技術院總裁各省勅任調査官衆議
院書記官長等ヲ指定セントスル旨説明アリ
本庄委員ヨリ現下戰局苛烈ノ際最も重要ナル
ハ國民ヲシテ政府頼ムニ足ルト信ゼシムルコ

樞密院

トナルが本案ハ何トナク政府ノ議會ニ對スル
氣兼ヨリ立案セラレタルモノノ如キ疑念ヲ生
ゼシムルモ果シテ如何ヲ問ヒ安倍内務大臣及
村瀨法制局長官ヨリ本案ハ一ニ衆議院議員中
ヨリ官吏ニ適材ヲ求メ野ニ遺賢ナカラシメン
トスルモノニシテ政府が議會ニ對スル氣兼ニ
出ヅルモノニハ非ザル旨辯明アリ
次デ委員長ハ戰時緊急措置法案帝國議會へ提
出ノ件ヲ議題ニ供シ松阪司法大臣ヨリ其ノ大
要ニ付説明アリ

奈良委員ヨリ本案ヲ特ニ必要トスル理由ヲ問
ヒ村瀨法制局長官ヨリ本案ト性格ヲ同フスル
國家總動員法ハ平時ノ外戰時ノ規定アリトス
ルモ普通一般ノ戰時ヲ豫定シタル恒久ノ立法
ニシテ現在ノ如キ超戰時ニ對スル規定トシテ
ハ足ラズ本法案ハ現下ノ戰局ニ對應スル戦力
ノ集中發揮ヲ目途トシ前者が委任ニ得ル命令
ハ勅令ニ限ラルルニ反シ本法案ハ勅令ニ限ラ
ズ省令又ハ地方總監府令ニ委任スルモ妨ガナ
リ場合ニ依テハ本法ニ依リ直接個々ノ行政處

樞密院

分ラ爲シ得ベキ旨説明アリ

(休憩 午後零時十分乃至同一時十分)

林委員ヨリ

(一)憲法上ノ國民ノ權利ト本法案トノ關係ヲ
問ヒ村瀨法制局長官ヨリ憲法上ノ法律事項
ヲ本案法律ヲ以テ命令ニ委任シ又ハ直接處
分ヲ行ハントスルモノニシテ委任ノ範圍廣
般ナリト雖モ其ノ場合ヲ特定シアルヲ以テ
違憲ニハ非ザル旨

(二)憲法第三十一條ト本案トノ關係ヲ問ヒ村

瀨法制局長官ヨリ現在ノ緊迫セル情勢ニ應
ズル處置トシテハ憲法第三十一條ヲ發動ス
ルカ又ハ法律ヲ以テ其ノ實ヲ收ムルカノ二
途ヲ存スルモ當面ノ問題トシテハ議會ヲ通
ジ法律ノ根據ヲ以テ政府ガ廣般ナル活動ヲ
爲スヲ適當トストノ結論ヨリ本法ヲ提案シ
タルモノニシテ本法ニ依リ委任サレタル範
圍ニ於テハ結果ニ於テ憲法第三十一條發動
ノ場合ト同様ナルモ法律上何等ノ關係ナキ
旨

(三) 戒嚴ト本署措置トノ關係ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ戒嚴ハ統帥ノ發動ヲ齎シ其ノ手段ヲ異ニスル外兩者目的性格ヲ異ニスルニ依リ相併行シテ適用セラレ然ルベキ旨

(四) 第一條ニ關シ政府ノ意義及其ノ權限行使ノ準則ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ政府トハ中央官廳ノミナラズ現地ニ於ケル自立自戰態勢ノ確立ニ資スル爲地方總監ノ如キ地方官廳ヲモ之ニ含マシムル旨

(五) 第二條ニ關シ補償ノ有無ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ法規命令ニ基キ一般ガ等シク影響ヲ受クルガ如キ場合ハ補償ノコトナキモ個々ノ處分ニ依リ生シタル損失ニ對シテモ補償ヲ原則トスル旨

(六) 第三條第二項ニ關シ處分ヲ拒ミタル者ノ意味ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ處分ヲ受ケタル者ニ非ズニテ第三者ガ之ヲ拒ミタル場合ヲ指ス旨

(七) 第四條ニ關シ戰時緊急措置委員會ノ内容ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ本委員會設置ノ

趣旨ハ本法ニ依ル戰時緊急措置ニシテ重要ナルモノ即チ本法ナクニバ法律ヲ以テ爲サ
ルベキ事項ニ付委員會ノ意見ヲ充分ニ徵セ
ントスルモノニシテ從テ其ノ構成ハ貴衆兩
院議員ヲ以テシ報告ノ時期ハ能ク限リ事前
ニ於テ之ヲ爲スベキ旨尚茲ニ政府トハ中央
政府即チ主務大臣ヲ意味シ地方總監カ行フ
措置ニ付テハ法規命令ニ限リ主管大臣ニ於
テ報告ノ任ニ當ルベキ旨
ハ本法案ヲ必要トスル事態ノ實相ヲ訊シ鈴

木内閣總理大臣ヨリ帝國今日ノ情勢ハ定ニ
憂慮スベキ事態ニ在リ即チ戰況ノ不利ハ多
年ニ亘ル官民ノ積弊ヲ顯著ニシ國民ニ於ケ
ル不安状態ハ掩フベカラズ自然生産ヲ低下
シ敗戰氣分モ散見セララル有様ナリ之ニ對
シ一部ニ憲法第三十一條ヲ發動セヨトノ
議案アリ考究ニ値スト雖モ他方議會開催ノ
要望アリタルヲ以テ政府ニ於テハ議會ヲ通
ジ同條ノ大權發動ト同様ノ實ヲ收ムルノ措
置ヲ講ズルヲ得策トシ茲ニ本案ヲ立案シ夕

ルモノナル旨 夫々説明アリ

三土委員ヨリ現下ノ難局ニ處スル政府ノ施策
ヲ問ヒ鈴木内閣總理大臣ヨリ敵ヲシテ永ク出
血セシムレバ畢ニ屈スルニ至ルベシトシ國民
士氣ノ昂揚軍需生産ノ増強ニ邁進スベキ旨答
辯アリ

泉ニ委員ヨリ官界ノ弊風打破ニ付當局ノ所見
ヲ問ヒ鈴木内閣總理大臣ヨリ今後大ニ努力ス
ベキ旨答辯アリ

右終テ委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明員

ノ退席ヲボム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ノ諸件
ハ此ノ儘之ヲ可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議
決ス

仍テ清水審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後二時四十分閉會)

樞密院

編纂

樞
密
院

帝國議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル戰時緊急措置
法案審査委員會

昭和二十年六月二十日(水曜日)宮内省ニ
於テ開會

出席者

平沼議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

樞
密
院